

## 市民税・都民税・森林環境税 税額決定・納税通知書の見方

※この通知は再交付できません

紛失した場合で所得金額等を証明する必要がある場合は、課税証明書をお取りください。

令和8年1月から税額決定・納税通知書の様式が変更となりました。通知書の見方は以下の通りです。また同一の内容を調布市ホームページにも掲載しています。

Ⓐ令和7年度市民税・都民税・森林環境税の合計金額です。

	年 税 額	給与特徴税額	年金特徴税額	差引普通徴収税額
	Ⓐ			

※「充当又は委託納付額」がある場合は、実際に納める額は充当又は委託納付額を差し引いた金額となります。

	第1期	第2期	第3期	第4期		
納期限	令和7年6月30日	令和7年9月1日	令和7年10月31日	令和8年2月2日		
新規						
充当額		Ⓓ				
差引						

▼一括で納めていただく場合

※一括での納付をご希望の場合、納めていただく金額は右記の通りとなります。

Ⓐ各期限までに納めていただく税額です。(普通徴収分)  
★口座振替で納めている方  
各納期限日に、こちらの金額を指定された上記の口座から差し引きます。(振替方法にて全期を指定している方は第1期の納期限日に全期分が口座から差し引かれます。)

Ⓐ納付方法が口座振替の方のみ印字しています。

▼特別徴収対象の公的年金の種類と支払者の名称・法人番号

公的年金の種類	
支払者の名称	
支払者の法人番号	

▼10月から2月の公的年金から特別徴収される月と金額

	令和7年10月	令和7年12月	令和8年2月
Ⓐ年金からの特別徴収がある方のみ印字しています。 年金特徴税額-仮徴収税額の残額は10月・12月・翌年2月の3回に分けて徴収されます。	Ⓕ		

▼昨年度の通知書でお知らせした、4月から8月の公的年金から特別徴収される月と金額  
(仮徴収税額)

	令和7年4月	令和7年6月	令和7年8月
年金より特別徴収される額	Ⓔ		

▼来年度も引き続き公的年金からの特別徴収の対象となる場合に、  
来年度の4月から8月の公的年金から特別徴収される月と金額(仮徴収税額)

	令和8年4月	令和8年6月	令和8年8月
年金より特別徴収される額	Ⓖ		

Ⓐ年金からの特別徴収がある方のみ印字しています。(仮特別徴収税額)  
翌年度の税額として、本年度の公的年金等の所得に係る年税額の1/6の金額を翌年4・6・8月に特別徴収させていただきます。

★前年に公的年金等の所得のある方で、令和7年4月1日において老齢基礎年金等を受給している65歳以上の方  
公的年金からの特別徴収が開始される年度は、公的年金等の所得に係る年税額の2分の1に該当する額を普通徴収(第1期・第2期)の方法で納めていただき、残りの税額を10月・12月・翌年2月に支給される公的年金から差し引きます。

★「年金振込通知書」記載の住民税について

日本年金機構から、毎年6月に「年金振込通知書」が届きます。この通知書に記載してある税額については、前年の年金分の税額をもとに算出されたものであり、調布市から届く通知書に記載してある年金特別徴収税額とは異なる場合があります。

実際に年金から差し引かれる税額は「年金振込通知書」の額です。ただし、本来年金特別徴収すべき金額は「納税通知書」に記載してある年金特別徴収税額になります。

そのため、調布市から届いた最新の「納税通知書」に記載してある年金特別徴収税額より、「年金振込通知書」記載の税額が多かった場合は還付となります。

Ⓑ【通知書番号】

お問い合わせの際は、こちらの通知書番号をお伝えください。

Ⓑ

Ⓑ

Ⓒ

各期または全期

Ⓐ納付方法が口座振替の方のみ印字しています。

Ⓐ年金からの特別徴収がある方のみ印字しています。(仮特別徴収税額)

前年度年金特別徴収の対象者であり、今年度も継続して年金特別徴収を行なう場合は、前年度の公的年金等の所得に係る年税額の1/6の金額を、仮徴収税額として4月・6月・8月に特別徴収させていただきます。

Ⓐ年金からの特別徴収がある方のみ印字しています。(仮徴収税額)

前年度の税額として、本年度の公的年金等の所得に係る年税額の1/6の金額を翌年4・6・8月に特別徴収させていただきます。

Ⓐ年金からの特別徴収がある方のみ印字しています。(仮特別徴収税額)

翌年度の税額として、本年度の公的年金等の所得に係る年税額の1/6の金額を翌年4・6・8月に特別徴収させていただきます。

Ⓐ年金からの特別徴収がある方のみ印字しています。(仮徴収税額)

前年度の税額として、本年度の公的年金等の所得に係る年税額の1/6の金額を翌年4・6・8月に特別徴収させていただきます。

Ⓐ年金からの特別徴収がある方のみ印字しています。(仮特別徴収税額)

翌年度の税額として、本年度の公的年金等の所得に係る年税額の1/6の金額を翌年4・6・8月に特別徴収させていただきます。

Ⓐ年金からの特別徴収がある方のみ印字しています。(仮徴収税額)

前年度の税額として、本年度の公的年金等の所得に係る年税額の1/6の金額を翌年4・6・8月に特別徴収させていただきます。

Ⓐ年金からの特別徴収がある方のみ印字しています。(仮特別徴収税額)

翌年度の税額として、本年度の公的年金等の所得に係る年税額の1/6の金額を翌年4・6・8月に特別徴収させていただきます。

⑪市民税・都民税の算定には、所得金額を用います。給与と公的年金等は、定められた計算方法に基づいて収入金額から所得金額を算出しています。

⑮【配偶者・扶養・障害者・寡婦・ひとり親等の控除】  
該当する場合は「有」または人数が記載されています。

(単位:円)

▼所得金額等

給 与 収 入	
公的年金等収入	

例：給与所得  
例：公的年金等雑所得

(H)

▼所得控除額


⑯【税額控除前所得割額】  
所得の種類ごとの課税標準額に税率を乗じて、市民税額と都民税額の所得割額を算出しています。税率は以下の表に記載しています。

①【合計所得金額】  
損益通算後・損失の繰越控除前の金額です。  
★扶養の所得判定や均等割の課税判定に使用します。

合 計 所 得 金 額

(I)

控 除 合 計

(I)

繰 越 損 失 額

総 所 得 金 額 等

(J)

①所得金額から差し引かれる所得控除金額の合計です。

▼課税標準額


(K)

⑯【課税標準額】  
所得金額から所得控除金額を差し引いた金額です。(千円未満切捨)

⑯【総所得金額等(分離課税分も含む)】  
総合課税所得及び分離課税所得の合計金額(繰越控除後)です。

★合計所得金額と総所得金額等について  
所得の種類が総合課税所得のみで繰越損失のない方は、  
合計所得金額=総所得金額等  
※合計所得金額は、損益通算後・損失の繰越控除前の金額です。  
※分離課税分の所得や繰越損失がある方は  
合計所得金額=総所得金額等ではない場合があります。

⑯【総所得金額等(分離課税分も含む)】  
総合課税所得及び分離課税所得の合計金額(繰越控除後)です。

★合計所得金額と総所得金額等について  
所得の種類が総合課税所得のみで繰越損失のない方は、  
合計所得金額=総所得金額等  
※合計所得金額は、損益通算後・損失の繰越控除前の金額です。  
※分離課税分の所得や繰越損失がある方は  
合計所得金額=総所得金額等ではない場合があります。

▼扶養親族該当区分

控 配	老 配	特 定	同 老	老 人	16歳 未 満	そ の 他	同 障	特 障	他 障	未 成 年 者	特 障	他 障	寡 婦	勤 勉 学 生

(M)

▼算出税額

税 額 控 除 前 所 得 割 額

(N)

所 得 割 額

(O)

所 得 割 額

(P)

森 林 環 境 税 額

(Q)

減 免 額 ・ 免 除 額

(R)

年 税 額 (住民税及び森林環境税の額)

(P)

給 与 ・ 公 的 年 金 等 か ら の 特 別 徴 収 税 額

(Q)

差 引 普 通 徴 収 税 額 (本 年 度 納 め て い た だ け)

(R)

控 除 不 足 額

(Q)

(うち還付額)

(R)

◎【税額控除額】

課税標準額に税率を乗じて、市民税額と都民税額を算出します。(所得割額)  
また、配当割額控除や株式等譲渡所得割額控除、寄附金税額控除・住宅借入金等特別税額控除などの税額控除を表示します。

★ふるさと納税をしたのに控除されていない場合

【よくあるケース】  
・確定申告をして、ワンストップ特例制度の適用除外となった  
・確定申告の際に二表の住民税欄に記載漏れがあった

◎【年税額(百円未満切捨)】の計算方法

税額控除前所得割額-調整控除額-税額控除額-配当割額-株式等譲渡所得割額  
+均等割額+森林環境税額-減免額・免除額  
※住民税：市民税と都民税を合計したもの

◎所得割額より控除できなかった配当割額または株式等譲渡所得割額  
がある方のみ印字しています。

◎ここに金額がある方は、後日個人住民税の還付に  
関する通知が送付されます。

税率

	市民税	都民税
総 所 得	6%	4%
山林・退職		
分 離 所 得	右表 参 照	

分離課税分の税率

所得区分	短期譲渡		長期譲渡				一般株式等の譲渡	上場株式等の配当等	上場株式等の配当等	先物取引				
	一般分	軽減分	特定分		軽課分									
			2,000万円以下の部分	2,000万円超の部分	6,000万円以下の部分	6,000万円超の部分								
市民税	5.4%	3.0%	3.0%	2.4%	3.0%	2.4%	3.0%	3.0%	3.0%	3.0%				
都民税	3.6%	2.0%	2.0%	1.6%	2.0%	1.6%	2.0%	2.0%	2.0%	2.0%				